

第3回日野町議会定例会会議録

令和2年6月1日（第1日）

開会 9時05分

散会 10時36分

1. 出席議員（14名）

1番	野 矢 貴 之	8番	山 田 人 志
2番	山 本 秀 喜	9番	谷 成 隆
3番	高 橋 源三郎	10番	中 西 佳 子
4番	加 藤 和 幸	11番	齋 藤 光 弘
5番	堀 江 和 博	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 会議録署名議員

7番	奥 平 英 雄	13番	池 元 法 子
----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤 澤 直 広	副 町 長	高 橋 正 一
教 育 長	今 宿 綾 子	総務政策主監	安 田 尚 司
教 育 次 長	望 主 昭 久	総 務 課 長	藤 澤 隆
企画振興課長	正 木 博 之	税 務 課 長	山 口 明 一
住 民 課 長	澤 村 栄 治	福祉保健課長	池 内 潔
子ども支援課長	宇 田 達 夫	長寿福祉課長	吉 澤 利 夫
農 林 課 長	寺 嶋 孝 平	商工観光課長	福 本 修 一
建設計画課長	高 井 晴一郎	上下水道課長	柴 田 和 英
生涯学習課長 (併：総務課参事)	吉 澤 増 穂	会 計 管 理 者	山 田 敏 之

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山 添 昭 男	議会事務局主任	菊 地 智 子
--------	---------	---------	---------

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第53号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 4 議第54号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 5 議第55号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 6 議第56号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 7 議第57号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 8 議第58号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 9 議第59号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 10 議第60号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 11 議第61号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 12 議第62号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 13 議第63号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 14 議第64号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 15 議第65号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 16 議第66号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 17 議第67号 日野町農業委員会委員の任命について
- 〃 18 議第68号 工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その6））
- 〃 19 議第69号 工事請負契約について（日野町防災情報伝達システム整備事業）
- 〃 20 議第70号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 21 議第71号 令和2年度日野町一般会計補正予算（第3号）
- 〃 22 議第72号 令和2年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 〃 23 議第73号 令和2年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 〃 24 報第 3号 令和元年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 〃 25 報第 4号 令和元年度日野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 〃 26 報第 5号 令和元年度日野町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 〃 27 報第 6号 令和元年度日野町水道事業会計繰越計算書
- 〃 28 議第70号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

〔質疑・討論・採決〕

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。
一同礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

開会前に皆さんにお伝えいたします。

本定例会は、新型コロナウイルスに係る感染予防及び拡大防止の観点から、議員は議員席の間隔を開けて着席していただいております。町当局の出席におきましても、人数を制限し、間隔を開けて着席し、一部議場外の会議室に着席をいただいております。あわせて、全員マスクを着用し発言を行うとともに、飛沫拡散防止のために、発言席についてはついたてを設置いたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

これより、本日をもって招集されました令和2年第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭に申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防の拡大防止のため、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいまご着席いただいておりますとおり、議席を一部変更したいと思います、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、議席を一部変更することに決しました。

ここで、町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長（藤澤直広君） 議員の皆さん、おはようございます。

里山の緑もより色濃くなり、初夏らしい風景が町内一円に広がってまいりました。水田の苗も力強く成長し、転作田の麦も黄金色に変わってまいりました。

本日、第3回定例会に議員全員のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日々ご壮健にて議員活動にご精励をいただいておりますことに心から敬意を表する次第でございます。

新型コロナウイルスの影響が広がる中、全国高校総体、いわゆるインターハイをはじめ、夏の甲子園大会などスポーツ大会が中止になりました。それぞれの大会を目指してこられた中学生や高校生をはじめ、関係者の皆さんにとっては大変残念な

状況となりましたが、スポーツに打ち込んだ日々は決して無駄にはならないものと今後の人生にエールを送りたいと思います。

さて、国は25日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を全面解除いたしました。約1カ月半の宣言期間中に落ち込んだ社会経済活動の立て直しのため、事業規模約117兆円の第2次補正予算案を閣議決定しました。国の経済対策や地域経済活動に最大限注視しながら、適切に対策を講じてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染は第2波の流行が起これとも言われておりまして、油断することなく感染防止に努めてまいりたいと思いますし、町民の皆さんにも協力を求めたいと思います。

さて、第2回臨時会後の動きでございますが、5月18日、特別定額給付金の申請書を全世帯に発送いたしました。翌日から多くの申請があり、6,700世帯を超える約8割の世帯から既に申請があり、6月5日までに約16億円を支給する予定でございます。今後も迅速な給付に努めてまいります。

5月23、24日には、各公民館で特別定額給付金申請の相談会をさせていただき、約150件の申請のお手伝いをさせていただきました。

5月28日からは各地区公民館で感染症対策のためのマスクを1箱50枚入り2,000円で斡旋販売をいたしました。昨日までに約1,400箱のマスクの販売があり、感染症の予防に役立てていただきたいと思います。

また、本日から、感染のリスクを可能な限り低減しながら、町内幼稚園、こども園、小中学校および学校給食について、段階的に再開してまいります。子どもたちの日常生活が一日も早く取り戻せるように努めてまいりたいと考えております。

さて、懸案でありました鳥居平工業団地への企業誘致につきましては、3月末に売買契約がなされ、名古屋市を本社とする豊田通商株式会社が取得されました。今後、豊田通商が中心となり新会社を設立され、夏頃をめどに建設工事に着手される計画でありまして、円滑に操業いただけるよう、町としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、旧平和堂日野店跡地につきましても、秋口をめどに町が取得させていただけるよう協議を進めているところでございます。これまでに頂いた様々なご意見をしっかり受け止め、取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日提案いたします議案でございますが、一般会計補正予算をはじめ日野町農業委員会委員の人事案件、町道西大路鎌掛線道路改良工事および防災情報伝達システム整備の工事請負契約についてなどを提案させていただきます。

また、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の費用の一部に充てるため、令和2年6月

の町長、副町長、教育長の期末手当全額を削減するために条例の一部を改正しようとするものでございます。期末手当の基準日が本日6月1日でありますことから、これまでの議会運営の例と異なり、大変ご無理を申し上げるところでございますが、本日採決をいただけるようお願いする次第でございます。これまでの慣例と変わるをお願いをすることは大変心苦しいところでございますが、この経過をお含みいただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済的な影響を踏まえ、地域経済緊急支援策として国の持続化給付金の対象とならない町内の小規模事業者への減収緩和対策として、町独自の支援金の交付経費。町民の生活支援として水道料金の基本料金4カ月分の減免に伴う経費。そして、小中学校の児童生徒にパソコン端末を整備するための経費。災害時の新型コロナウイルス感染症への対応として避難所生活での感染防止を図るための避難者同士を仕切るテント型パーティションの整備に係る経費などを提案させていただいております。

また、政府が第2次の補正予算を閣議決定され、地方自治体への交付金の増額も含まれていると報道されております。日野町においても本日提案させていただいた第2次コロナ対策に続き、第3次コロナ対策を本議会中に補正予算案として追加提案させていただきたいと考えております。概略につきましては今日から学校を再開いたしますが、夏休みを縮減し、学習の遅れを取り戻したいと考えております。その一助として学習支援員を各小中学校に配置し、合計24人を増員したいと考えております。また、暮らしを応援し、消費を回復するための1世帯3,000円の商品券配布の計画について、1人3,000円の商品券配布に拡充したいと考えているところでございます。今後のご審議の中でご論議いただきますようお願い申し上げます。次第でございます。

本定例会に提案いたします議案は、今申し上げました議案を含めて人事案件15件、工事請負契約2件、条例一部改正1件、補正予算3件、報告4件でございます。各議案につきまして十分なるご審議をいただき、適切な採決を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 奥平英雄君、13番 池元法子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間と決定いたしました。

ここで、議事に入ります前に諸般の報告を行います。

一部事務組合議会につきましては、この間、いずれの議会も開催がございませんでした。よって、報告事項はございません。

続きまして、議長公務に係る報告を行います。

4月10日には蒲生郡町村議会議長会定期総会が竜王町で開催され、私と谷副議長が出席いたしました。当日の議事は、令和元年度事業報告および決算の承認ならびに令和2年度事業計画および予算案について提案され、異議なく原案どおり可決されました。

次に、全国町村議会議長会の事業でございますが、例年5月には都道府県会長会や町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、出席しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。あわせて、滋賀県町村議会議長会におきましても、理事会等の事業は全て中止となりました。

次に、令和2年3月1日から令和2年5月31日までの間における議員派遣および議長公務につきましては、お手元へ印刷配付の議員派遣結果一覧表のとおりでありますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議第53号から日程第23 議第73号まで、日野町農業委員会委員の任命についてほか20件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。また、日程第24 報第3号から日程第27 報第6号まで、令和元年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書および3件についても町長の報告を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 から日程第17 議第53号から議第67号、日野町農業委員会委員の任命についてでございます。

本案は、日野町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき任命するものでございます。

それでは、任命同意を求める者について一括して説明申し上げます。

日程第3 議第53号日野町農業委員会委員の任命について。

奥村文雄氏は、昭和26年5月28日生まれの69歳で、中之郷在住の農業者であり、地域農業組合から推薦を受けています。

続きまして日程第4 議第54号については、田中嘉浩氏は昭和27年4月21日生まれの68歳で、別所在住の集落営農法人の理事であり、地域農業組合からの推薦を受

けられています。

日程第5 議第55号については廣瀬敬一郎氏、昭和47年2月27日生まれの48歳で、中道1丁目在住の認定農業者であり、農業者から推薦を受けています。

次に日程第6 議第56号については渡邊岩男氏、昭和23年5月7日生まれの72歳で、安部居在住の認定農業者であり、現在の農業委員で地域農業組合から推薦を受けています。

次に日程第7 議第57号については田中治巳氏、昭和31年11月14日生まれの63歳で、猫田在住の集落営農法人の理事であり、地域農業組合から推薦を受けております。

次に日程第8 議第58号については池田 香氏、昭和32年2月17日生まれの63歳で、西大路在住の集落営農組織の役員であり、農業者から推薦を受けております。

日程第9 議第59号は岡 友治氏、昭和25年3月22日生まれの70歳で、鎌掛在住の農業者であり、地域農業組合から推薦を受けております。

次に日程第10 議第60号は加納文弘氏、昭和33年7月14日生まれの61歳で、川原在住の農業者であり、現在の農業委員で農業者から推薦を受けております。

次に日程第11 議第61号は、井上順子氏は昭和28年2月12日生まれの67歳で、原在住の農業者であり、農業者から推薦を受けています。

次に日程第12 議第62号は森 綾子氏、昭和32年10月17日生まれの62歳で、上野田在住の農業者であり、農業者から推薦を受けております。

次に日程第13 議第63号は吉澤嘉和氏、昭和33年2月6日生まれの62歳で、木津在住の認定農業者であり、地域農業組合から推薦を受けております。

次に日程第14 議第64号は福井美智子氏、昭和30年10月15日生まれの64歳で、増田在住の非農家であり、法第8条第6項に規定されている農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者として農業者から推薦を受けております。

次に日程第15 議第65号は大杉恵一氏、昭和27年10月23日生まれの67歳で、松尾3丁目在住の非農家であり、法第8条第6項に規定されている農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者として農業者から推薦を受けております。

次に日程第16 議第66号は内田信夫氏、昭和39年4月1日生まれの56歳で、いせの在住の農業者であり、農業者から推薦を受けております。

次に日程第17 議第67号は馬場嘉一氏、昭和33年12月21日生まれの61歳で、山本在住の認定農業者であり、地域営農組合から推薦を受けています。

以上、議第53号から67号までの15名を農業委員の適任者として任命同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第18 議第68号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その6））。

本案は、町道西大路鎌掛線道路改良工事（その6）を実施するため、同工事の入札を去る5月21日、10者による指名競争入札を行い、1億2,804万円をもってサタ山善株式会社日野営業所所長、西村泰三が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものです。工事の内容は別添の参考資料のとおりで、工期は令和3年2月22日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして日程第19 議第69号、工事請負契約について（日野町防災情報伝達システム整備事業）。

本案は、日野町防災情報伝達システム整備事業を実施するため、同工事の入札を去る5月21日、16者による指名競争入札を行い、1億2,445万4,000円をもって東芝通信インフラシステムズ株式会社関西支店支店長、高 弘之が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。工事の内容は別添の資料のとおりで、工期は令和3年3月31日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして日程第20 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策費用の財源の一部を確保するため、令和2年6月の特別職の期末手当全額を減額するため条例の一部を改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして日程第21 議第71号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第3号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ9,388万9,000円を追加し、予算の総額を114億4,597万6,000円とするものでございます。今回の補正は新型コロナウイルス感染症に対する追加的な対応として早期の対応を要する事業について所要の予算措置を講じております。

詳細をご説明申し上げます。

議案第71号、令和2年度日野町一般会計補正予算（第3号）に添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

7ページの歳入でありますが、第15款・国庫支出金、国庫支出金として公立学校情報機器整備費補助金を増額補正しております。

第16款・県支出金では、滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を新規計上しております。

第19款・繰入金では、不足する財源に対応するため、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

第21款・諸収入では、学校臨時休業対策費補助金を新規計上しております。

9 ページからの歳出についてでございますが、第 2 款・総務費、新型コロナウイルス感染症への支援策の財源確保の一部とするため、特別職人件費において町長、副町長の 6 月分の期末手当を全額減額補正しております。

第 3 款・民生費でございますが、公立保育所運営事業と認定こども園運営事業において、新型コロナウイルス感染症への対応として児童の検温に必要となる非接触型の体温計を購入するための経費を新規計上しております。

第 4 款・衛生費でございますが、簡易水道特別会計繰出金においては新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済的な影響を踏まえ、町民の生活支援として簡易水道供給地域の水道料金の基本料金 4 カ月分を減額することから、簡易水道特別会計の使用料収入の減に対応するため、繰出金を増額補正いたします。また、日野町水道料金相当額等支援事業において、甲賀市の水道供給区域である町内世帯に対しても甲賀市の水道料金の基本料金 4 カ月分の減免に相当する額を支援する補助金を新規計上しております。

第 7 款・商工費でございますが、地域経済緊急支援事業において、国の持続化給付金の対象とならない売上高の減少率が 20 パーセント以上 50 パーセント未満となる町内の小規模企業者へのきめ細やかな減収緩和対策として、町独自の支援金を交付する経費を新規計上いたします。

第 9 款・消防費につきましては、防災活動事業において災害時の新型コロナウイルス感染症への対応として避難所生活での感染防止を図るため、避難者同士を仕切るテント型パーティションの整備に必要な経費を新規計上しております。

第 10 款・教育費におきましては、教育総務費の教育長人件費において、総務費の特別職人件費と同様、教育長の 6 月分の期末手当を全額減額補正いたします。また、幼稚園費の幼稚園管理運営事業におきましては、公立保育所および認定こども園と同様に、児童の検温のための非接触型の体温計を購入いたします。また、小学校費の小学校教育振興事業および中学校費の中学校教育振興事業においては、新型コロナウイルス感染症に対する国の補正予算による経済対策として、GIGA スクール構想に基づく児童生徒 1 人 1 台パソコン端末の整備が前倒しされることとなったため、次年度以降に整備することとしていた小学校 1 年生から 4 年生および中学校 2 年生から 3 年生のパソコン端末を整備するための経費を新規計上しております。また、保健体育費の学校給食事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から学校を臨時休業したことに伴い、学校給食の提供が不要となったことから、食材の供給事業者に対する補償費を新規計上しております。

以上、令和 2 年度一般会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第 22 議第 72 号、令和 2 年度日野町簡易水道特別会計補正予算

(第1号)。

本案は、日野町簡易水道特別会計予算の歳入予算の科目内でそれぞれ増減を行うものでございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済的な影響を踏まえ、町民の生活支援を行うため、水道料金の基本料金の減額措置に伴う使用料収入を減額し、その減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第23 議第73号、令和2年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、日野町水道事業会計予算の収益的収支の収入予定額を6,160万円減額し6億2,148万円に、支出予定額を50万円増額し6億2,792万円とするものでございます。

収入の内容は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済的な影響を踏まえ、町民の生活支援を行うため、水道料金の基本料金の減免措置に伴う給水収益を減額するものでございます。

支出の内容は、水道料金の減免を行うためのシステム改修委託料でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして日程第24 報第3号、令和元年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書。

本件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和2年度に繰り越す事業として議決をいただきました土地改良事務事業のほか3件の事業につきまして繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越額および財源内訳について繰越計算書のとおりの報告させていただくものでございます。

続きまして日程第25 報第4号、令和元年度日野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

本件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和2年度に繰り越す事業として議決をいただきました公共下水道事業につきまして繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越額および財源内訳について繰越計算書のとおりの報告させていただくものでございます。

続きまして日程第26 報第5号、令和元年度日野町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

本件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和2年度に繰り越す事業として議決をいただきました農業集落排水事業につきまして繰越し

を行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越額および財源内訳について繰越計算書のとおりの報告させていただくものでございます。

続きまして日程第27 報第6号、令和元年度日野町水道事業会計繰越計算書。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、水道事業会計において老朽管更新事業のほか1件の事業について繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越額および財源内訳について繰越計算書のとおりの報告させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明および報告を終わります。

ここで暫時休憩しますが、そのままでお待ちください。

－休憩 9時35分－

－再開 9時37分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

ただいまの暫時休憩の間に、町長が開会の挨拶の中で議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、即時採決を行うよう申し述べられましたことについて確認をいたしました。

お諮りいたします。

本来ならば、第2日目に質疑を行った後、委員会付託を行い、最終日に委員長報告、採決となりますが、町長の申出を認め、日程第28 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって日程第28 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは第2委員会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

－休憩 9時38分－

－再開 10時19分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8 番、山田人志君。

8 番（山田人志君） それでは議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をさせていただきます。

今回の条例改正そのものに反対するものではありませんが、関連する補正予算も含めて見ますと、町長と副町長の報酬の財源は、例えば水道料金の補填とか、あるいは避難所のパーティションとか、それから経済対策もございますから、そうしたものの財源になるんだろうなというふうに思います。一方、教育長の報酬の財源も、予算書で見ると同じような形で財源として活用されるのかなと思うんですが、できるなら教育長の報酬の財源は、教育関係でも恐らく支援すべき予算というのはいくつかあるでしょうから、そうしたものに活用されるほうが予算の構造上綺麗ではなかったかなと思うんですが、そういう考えはなかったかどうかをお聞きしたいと思います。

町長（藤澤直広君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山田議員より議第70号につきましてご質問いただきました。

今回、町長をはじめ副町長、教育長の期末手当を支給しないことによりまして、共済費を含みまして436万6,000円トータルの減額となるところでございます。その中で、教育長にあたりましては135万2,000円というふうな減額というふうな予算とさせていただいているところでございます。今回の補正のほうでございますけれども、国のほうの財源がなかなかまだ見込めないといえますか、明確化されていない中で基金からの持ち出しというふうなことで財源が大きくございます。そういった中で、今後どういったふうに財源が補償されてくるかというのも分からない中でございましたので、今回町長はじめ3役の期末手当の減額を決断されたというところでございます。議員おっしゃいましたように、こうなりますと通常の一般財源のトータルの中での減額というふうにはしか見えないわけでございますけれども、そういった、議員おっしゃいましたことも含みまして、今後十分に活用してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 山田議員。

8 番（山田人志君） もう再質問はしませんが、今総務課長からご答弁いただいたとおり、教育関係でも多分これからいろんな支援策が出てくるでしょうし、その関係で、例えば給食の食材納入業者の支援なんかも、ひょっとしたらもう少し拡充できる余地があるのかもしれませんが、そうしたことも総合的に考えていただけるように要望を申し上げて、私の質疑を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、後藤勇樹君。

6 番（後藤勇樹君） それでは私からも議第70号、特別職の職員の給与等に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてについてお尋ねしたいと思います。

先ほど全員協議会が行われまして、その中でも総務課長からのご説明がございましたけれども、その中にございましたように、議長からもご指摘ございましたけれども、この点、私もちょっと疑問に思っておりまして、先日からお尋ねしたいと思っていた内容と一致したわけですが、6月1日を基準日として期末手当を計算されるわけですが、この6月1日というのがどこにあるかというのを私もお尋ねしようと思っておりましたら、さっき全員協議会の中で、6月1日というのは本日の午前零時であるということで、もう既に経過してしまっておりますので、期末手当が成立してしまっているわけでございますけれども、こういった場合に、もう既に確定してしまっているものに対しての行為でございますけれども、これに対してどういうふう to 受け止めたらいいいのかというふう to 思っておりましたら、先ほど総務課長からのお話で、国からも遡及適用はみだりに行うべきではないという助言を頂いていると。総務課長ご自身も、関係者の同意があるにせよよろしくない、好ましくない、ふさわしくないという3つの言葉を使って、というふう to 私としては思うというふう to おっしゃっていただきました。私もそう思うわけでございますけれども、ただ今回の場合は新型コロナウイルス感染症の拡大防止あるいは感染症に係るいろいろな経済対策ということもございますのでやむを得ないところもあるというふう to 私も内心では思っております。ですが、こういった前例を作りますと、受益者の同意があれば大丈夫なんだというふう to 町長のほうもおっしゃっていらっしゃるということでございますけれども、そういう前例を作ってしまったら、今後そういうことを、前にもあったではないかということで何にでも適用できてしまうのではないかというふう to 不安も感じるところでございます。今、全額を受け取らないという形でご判断されているということで、これは非常に慎重な考えでありまして、お志でありましてすばらしいというふう to も思いますけれども、一方では、受け取られた上で、町内のお店であるとか、事業所でお買い物、あるいはお金を使われるということで経済循環に回すという方法もあるのではないかとはいうふう to も思ったりもいたすところでございます。

今、他の市町を見ておきますと、大津市は今のところどういう形にされるかというのは表明されておられませんけれども、彦根市におかれましては5月28日に臨時会を設けられまして、ここでは全会一致ではございませんけれども賛成多数で可決されておりまして、これは全額ではありませんでして、市長が20パーセント、副市長が10パーセント、教育長が5パーセントの減額というふう to 伺っております。また、長浜市におきましては全額削減ということで6月定例会に提案される予定であるというふう to 伺っております。近江八幡市におきましては全く今のところ予定がないということで、見ておきますと、豊郷町、ここは全額削減を5月21日の臨時会で

ご提案されていらっしゃるけれども、これは全会一致で否決されているらしいです。町長提案に対して反対討論をされたのは共産党の議員ということで、時期が時期だけに非常にパフォーマンス甚だしいということで、きつい論調であったというふうに伺っております。

当町の場合には、日本共産党のホームページを見ますと、共産党が与党の自治体というところではっきりと、滋賀県日野町、藤澤直広と名前まで上がっております、16年間このスタンスであるというふうに表明をしております。そういう中でありまして、同じ共産党でありながらこういうご判断をされたということで、共産党の統一の見解ではなかったんだというふうに受け止めているところでございますけれども、この辺につきまして、いろんな捉え方はあると思いますけれども、総務課長あるいは町長のご判断の経緯とか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま期末手当返上の経緯はどうかと、こういうことでありますが、新型コロナウイルス対策につきましては本当に目まぐるしいといひましようか、刻々と事態が変わってまいりました。正月ぐらいは中国で起こっているなという感じでしたけれども、2月になるともうそんなことを言っていられないというような状況になりました。そして3月には突然の休校というようなことになりました。そのときから、政府のほうではいわゆる30万円の問題だとかいろんな議論、さらには事業者の皆さんに対する100万円、200万円の持続化交付金だとか、いろんな仕組みが議論されてきておりました。

町のほうの状況におきましても、4月になって緊急事態宣言が出て、飲食業者の皆さんをはじめとして大変厳しい状況が刻々と伝わってくる、こういうことになったわけでありまして。しかしながら、国のほうの対策についてはなかなか直ちに、アナウンスはされても分からないということで、4月末にようやく10万円の給付、それも土壇場で変わったわけでありまして、10万円の給付だとか、地方に対する1兆円の交付金だとか、こういうことが出てきたということでありまして、町のほうでもそうした感染の広がる状況と、町内の皆さんの暮らしや営業にかかわる状況が刻々と変わるというよりも深刻化してきているという中であって、どのように対応していくのか、こういうことでありまして、そうした中で第1弾の5月15日のコロナ対策を、10万円の給付金をはじめとして出していただきましたが、その後、国の地方に対する交付金の額や考え方についても明らかになってきたということで、第1弾であつた判断をさせていただく。一方で、いろんな町民の皆さんから大変やでという言葉聞かせていただく、そういうときに、これはやっぱりしっかりと私ども3役をはじめとして暮らしや営業を支えていくんだ、ということで決意を新たにしなければならない、このように私は思ったわけでありまして。

現在の第1次のコロナ対策、そして今日提案させていただきました第2次のコロナ対策、そして先ほど冒頭、開会挨拶で申しましたように、第3次の追加的なコロナ対策、これで終わるわけではございません。当然、秋口もはじめとして今度は消費の前に向かっていくようなことも含めて、国のほうでもお考えがあります。けれども、町としていわゆる国の交付金の枠内だけでコロナ対策の経費をするのかというと、そうじゃないと思うんです。一定の財政調整基金もありますので、ここも含めてこの緊急事態には、現在は財政調整基金で処置しておりますけれども、国の交付金と財政調整基金とを併せて執行していく、その中にやっぱり町は暮らしや営業に対して、今大変な状況を把握し、支援をするんだ、こういうことも含めて私も、直接コロナの影響を、仕事では受けていますけれども、給与的には受けていない。3役がそのために財源を捻出していくというような考え方に至ったところでございますので、先ほど山田議員から教育長のカット分は教育に使うべきだ、こういうことでありますがそのとおりでありまして、追加的な、教育関係につきましては先ほども挨拶で申し上げましたように、本当に子どもたちの学習が8月7日まで1学期を延ばすということになって、暑いさなかで大変なことなんです。そしてそれを指導していく、さらにはどのようにして真夏、暑い炎天下で子どもたちを帰らせるのか、帰らせないのかということもありまして、支援員の配置というのは大変大事だというようなことで、今思っておりますのは、6時間単位の24名ぐらい、現在の体制が、6時間に直しますと12名程度でありますから、およそ3倍程度の陣立てでやっっていこうと、そこに形の上で一般財源になりますから見えないわけですが、教育長の返上分は対応していくのが一番、おっしゃるように分かりやすいし、教育長が日頃からやっぱり子どもの健康と学習支援の取り戻しというのを常に心を砕いて考えておりますので、そういうところに有効活用をさせていただければありがたいなと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ご答弁内容を伺いまして理解をさせていただきましたので、私自身は反対討論などをする予定は今のところございません。ただ、今、山田議員からもございましたように、教育長の分はぜひ教育費にというふうに、私も確かにそうだと思いますし、今、町長のご回答を頂きまして、その辺も安心させていただきました。

まだ他市町でもこれからどういう動きがあるか分かりませんし、ただ、いろんな方法がコロナウイルスの対策にはあると思いますけれども、日野町としましては6月30日告示、7月5日の町長選を控えておりますので、こういったコロナウイルスに対する対策までもが政争に見られないように、ぜひ十分なお説明を町民に向けて

もしていただきたいというふうに思います。私も会派の中で、議会としても議員の期末手当を受け取らないという方向で考えたらどうかという提案もさせていただきましたけれども、微妙な時期でございますのでなかなか素直に心の中に受け取られるかどうかはまた別の問題にもなってきますので、十分に検討したいと思います。十分なご説明のほうもよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第28 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、討論を行い、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第28 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 全 員 起 立 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、日程第28 議第70号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

ご承認いただきました日程表により、6月2日から6月10日までは議案熟読のため休会とし、6月11日には本会議を開き、質疑・一般質問を行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。なお、6月9日午前9時から議会広報特別委員会を、午後2時から議会改革特別委員会を開催しますので、ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

－ 散会 10時36分 －